

# ソフトウェア使用許諾書

この「ソフトウェア使用許諾書」(以下、本契約という)は、イータイピング株式会社(以下、弊社という)が製造及び販売するタイピング・ソフトウェア(以下、本件ソフトウェアという)に適用されます。ソフトウェアとはWebサーバー上のプログラム、各種ファイルおよび関連する文書類のすべてを意味します。本件ソフトウェアの全部または一部を使用した場合、以下の制限を含む本契約上のすべての条件を受諾したものとみなされます。

## ■製品名

グループ・イータイピング(ASP版)

### 第1条(使用権)

弊社は本契約により、使用者に対し使用権を与えることに同意し、使用者は以下の各条項を承諾し、この使用権を使用者以外に譲渡せず、かつ独占的な使用権を持たないことに同意します。使用者は、本件ソフトウェアを使用することができます。

### 第2条(ソフトウェアの複製)

使用者は本件ソフトウェアの全部または一部を複製してはならないものとします。

### 第3条(責任の制限)

弊社は本件ソフトウェアが使用者の特定の目的のために適当または有用であることについての保証はしません。弊社は使用者が本契約に基づき許諾された使用権を行使することにより生じた使用者の損害あるいは第三者からの使用者に対する請求に対して一切の責任を負いません。

### 第4条(本件ソフトウェアの仕様変更)

本件ソフトウェアを使用者が改変することは、弊社の文書による許可がない限り許容しません。また、弊社は使用者によって改変されたソフトウェアに関しては、一切の責任を負いません。使用者は本件ソフトウェアの全部または一部をリバースエンジニアリングしてはならないものとします。

### 第5条(著作権)

本件ソフトウェアの著作権は、弊社の定める著作権者に帰属します。

### 第6条(契約の終了)

本件ソフトウェアの利用契約終了後、使用者は直ちに本件ソフトウェア等を記録媒体から削除するものとする。

### 第7条(契約の解除)

使用者が本契約書の条項または条件に違反した場合、弊社は、本契約を終了することができます。そのような場合、お客様は本件ソフトウェアの使用を中止しなければなりません。

平成20年4月1日  
イータイピング株式会社

